

重要事項説明書（下町でんき）

2021年9月

お客様と当社が締結する電気の小売供給契約（以下「需給契約」といいます。）について【電気事業法施行規則（平成二十八年四月一日）経済産業省令第六十四号】第三条の十二（供給条件の説明等）の規定に従い、次の通りご説明いたします。

<p>■ 小売電気事業者の名称及び登録番号</p> <p>エネックス株式会社（以下「エネックス」といいます。） 登録番号A0200</p>						
<p>■ 連絡先、時間帯</p> <p>申込状況の確認、解約、各種変更手続き、苦情及び問合せ、その他ご不明な点等は当社へお問合せください。</p> <p>エネックス株式会社下町でんき営業窓口 電話 0120-253-203 受付時間 8:30~17:30</p>						
<p>■ 電気需給契約の申込みの方法</p> <p>既に「下町でんき」のご契約をいただいておりますので、今回、改めてのお申込み手続きは不要となります。料金メニュー・料金単価も「下町でんき」で変更ございませんが、電気供給事業者（小売電気事業者）が株式会社イーネットワークシステムズからエネックスとなります。このため、電気供給約款が変更になりますので、新たな電気供給約款のご確認をお願いいたします。ご質問等ございましたら上記連絡先まで何なりとお問い合わせください。</p>						
<p>■ 電気供給開始予定日</p> <p>2021年10月の検針日が供給開始予定日となります。</p> <p>※ただし、お客様の需要場所を供給区域とする送配電事業者との手続き等により供給開始予定日が変更になる可能性があります。</p>						
<p>■ 小売供給に係る料金</p> <p>「下町でんき」の料金単価に変更はございません。これまでと同じ料金単価です。</p> <p>料金詳細はお客様が契約されている契約種別、料金メニューごとに異なりますので、下町でんき電気供給約款の下記該当部分をご確認ください。</p> <table border="1"><tr><td>従量電灯B（下町電灯B）</td><td>従量電灯C（下町電灯C）</td><td>低圧電力（下町低圧電力）</td></tr><tr><td>11. 電気料金メニュー、【別表】料金表</td><td>11. 電気料金メニュー、【別表】料金表</td><td>11. 電気料金メニュー、【別表】料金表</td></tr></table>	従量電灯B（下町電灯B）	従量電灯C（下町電灯C）	低圧電力（下町低圧電力）	11. 電気料金メニュー、【別表】料金表	11. 電気料金メニュー、【別表】料金表	11. 電気料金メニュー、【別表】料金表
従量電灯B（下町電灯B）	従量電灯C（下町電灯C）	低圧電力（下町低圧電力）				
11. 電気料金メニュー、【別表】料金表	11. 電気料金メニュー、【別表】料金表	11. 電気料金メニュー、【別表】料金表				
<p>■ 電力量計その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用負担</p> <p>電力量計その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用は原則無料です。ただし、場合によってはメーター取替えに伴う工事等について個別の費用負担が生じる可能性があります。その際は、当社、又は送配電事業者のいずれかより事前にお客様へ連絡させていただきます。お客様の同意なく費用が発生することはございません。</p>						
<p>■ その他の負担</p> <p>1. お客様が次のいずれかに該当し、当社が送配電事業者の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。）に基づき送配電事業者から違約金の支払いを求められた場合、当社はお客様から違約金相当額をお支払いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none">イ 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合。ロ 電気工作物の改変等によって不正に送配電事業者の電線路を使用し、又は電気を使用した場合。ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合。ニ 低圧電力の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯又は小型機器を使用した場合。 <p>2. お客様が支払期日を経過してもなお料金を支払わない場合には、当社は支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて延滞利息10%を申し受けることがあります。</p>						

3. お客様が故意又は過失によって送配電事業会社の設備を損傷・亡失し、当社が託送供給等約款に基づき送配電事業会社から賠償金の支払いを求められた場合、当社はお客様から賠償金相当額をお支払いいただきます。
4. お客様が支払期日を経過してもなお料金を支払わない場合等には、当社に対して保証金を預けていただくことがあります。
5. お客様が契約電流、契約容量をこえて電気を使用された場合には、送配電事業会社および当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は当該超過分につき料金表により計算される基本料金の 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金としてお客様から申し受けます。

■ 不利益事項

今回の電気の供給会社の変更によるお客様の契約内容に関して、これまで同様、料金単価も解約料金等にも特に変更がございませんので、お客様への不利益事項はございません。何か気なる点がございましたら何なりと連絡先までお問い合わせください。

■ 契約電力又は契約電流容量の定め

従量電灯 B（下町電灯 B）	従量電灯 C（下町電灯 C）	低圧電力（下町低圧電力）
原則：契約容量 6 キロボルトアンペア以下であること	原則：契約容量 6 キロボルトアンペア超 50 キロボルトアンペア未満	原則：契約電力 50 キロワット未満

契約電力、契約容量、契約電流の詳細は電気供給約款に記載しております。

電気供給約款は下町でんきホームページよりご確認ください。

■ 供給電圧及び周波数

当社はおお客様の供給設備を確認のうえ、次の電圧で提供します。

供給電圧 交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルト、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト/および 200 ボルト、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトのうち従前のもと同じとします。

周波数 50Hz

■ 供給電力及び供給電力量の計量方法並びに料金調定の方法

1. 計量は、送配電事業会社が行います。
2. 料金は、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
3. 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給開始時における料金の算定期間は供給開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、需給契約の消滅時における料金の算定期間は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。

■ 小売供給に係る料金、その他のお客様の負担となるものの支払方法

現在の支払方法でお支払いいただきます。

■ 託送供給等約款に定められたお客様の責任について

1. お客様の電気の使用が、他のお客様の電気の使用を妨害したり、電力会社の設備に支障を及ぼしたりする場合には、お客様の負担で必要な措置を講じていただきます。
2. 当社及び送配電事業会社は、必要と認められる業務を実施するため、お客様の承諾を得てお客様の土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。
3. 送配電事業会社が需要場所に電気の供給に必要な設備を施設する場合、お客様には当該設備の施設場所を送配電事業会社は無償で提供していただきます。
4. 送配電事業会社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客様の電気工作物を使用することがあります。この場合、送配電事業会社は、その電気工作物を無償で使用することができるものとします。
5. お客様は電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合、送配電事業会社及び当社に速やかにその旨を通知していただきます。また、お客様が送配電事業会社の供給設備に直接影響をおよぼすような物件の設置、変更又は修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を送配電事業会社及び当社に通知していただきます。

6. お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについて、送配電事業会社が調査する場合、当該調査にご協力いただきます。

■ お客様からの申出による需給契約の変更又は解除の方法、期間制限、違約金その他の負担

1. 需給契約の変更及びお引越し（転居）に伴う解約については、冒頭3項目記載の連絡先までご連絡ください。
2. 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。
3. お客様が、契約容量又は契約電力を新たに設定又は増加した日以降1年に満たないで、電気の使用を終了しようとし又は契約容量もしくは契約電力を減少しようとした場合において、当社が託送供給等約款に基づき送配電事業会社から料金及び工事費等の支払いを求められたときは、当社はお客様からその求められた料金、工事費等相当額をお支払いいただきます。
4. 需給契約の変更又は解除が料金の算定期間中に行われた場合には、当該月の基本料金は検針日毎に日割りとします。
5. 当社はお客さまの申出があった場合は、お客さまに係る利用明細書を発行し、その手数料として、165円（税込み）/月を申し受けます。ただし、申込にあたりメールアドレスのご登録がないお客様につきましては、お客様からの申出有無にかかわらず、利用明細書を郵送するための手数料165円（税込み）/月を申し受けます。電気料金がお客さまの指定する口座から振替日に引き落とされなかった場合、料金がクレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなかった場合、その他特別の事情がある場合、および支払方法に関する手続きが完了するまでの間は、当社が指定した金融機関の口座に、当社が発行した請求書に基づき支払っていただきます。この場合、金融機関の口座への振込手数料など、支払にあたり発生する費用はお客さまのご負担とします。なお、請求書の発行手数料として、165円（税込み）/月を申し受けます。

■ 需給契約の成立及び契約期間、更新

1. 今回需給契約は、お客様と当社との間で既に成立している需給契約において、電気供給会社の変更の扱いとさせていただきます。
2. 契約期間は、2021年10月の検針日から1年間といたします。ただし、解約時の起算日は、「下町でんき」を利用開始した当初年月日を起算日とします。
3. 契約期間満了に先だって需給契約の消滅又は変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

■ 当社からの申出による需給契約の変更又は解除

1. 当社は、託送供給等約款の変更、関係法令等の改正、社会・経済情勢の変動等により当社が必要と判断した場合には、電気供給約款及び電気料金メニューを変更する場合があります。その場合には、あらかじめその効力発生時期を定め、変更する旨及び変更後の内容を下町でんきのホームページに一定期間掲載することでお知らせいたします。
2. 支払期日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合や、お客様が当社の電気供給約款に違反した場合には、当社から需給契約を解約することがあります。

■ 供給の停止、中止

1. お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合や、お客様が当社の電気供給約款に違反した場合には、送配電事業会社により電気の供給の停止が行われることがあります。
2. 非常変災、設備の故障、修繕その他電気の需給上又は保安上必要がある場合、送配電事業会社が電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限することがあります。

■ 損害賠償の免責

1. 当社が電気を提供する場合であっても、電気の送配電はすべて、供給設備を維持及び運用する送配電事業会社が自らの託送供給等約款に基づき行います。そのため、電気の供給の中止、使用の制限、供給の停止、需給契約の解除、漏電その他の事故があっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責任を負いません。

2. 送配電事業会社が維持及び運用している電気工作物、電気機器その他の設備について、当社はおお客様に対して何らの責任を負いません。
3. 送配電事業会社の責めとなる理由があることをもって、当社の責めとなる理由があることにはならないものとします。

■ 電子交付について

当社は電気供給約款、各種説明書、各種案内等の内容を、書面の交付又はホームページ、電子メールなどの当社所定の電磁的方法により、お客様に交付します。

■ 暴力団排除

1. お客様には、自己及び自己の役職員、家族、同居人等が暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと、暴力的な要求行為を行わないこと等について将来にわたって確約していただきます。
2. お客様が当該確約に違反した場合、当社は需給契約の解除その他必要な措置を講ずることができるものとします。

■ 管轄裁判所

需給契約に起因又は関連して発生する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所といたします。

■ クーリング・オフについて

お客様が、特定商取引法上の訪問販売または通信販売、電話勧誘販売により、電気需給契約等を申し込みまたは契約締結した場合で、お客様に本契約の申込みの撤回または解除（クーリング・オフ）を行う権利がある場合は、本書面を受領した日から起算して8日を経過するまでに書面を発行したとき、以下のクーリング・オフの効力が発生します。

1. お客様がクーリング・オフを行う場合、お客様は、
 - ① 損害賠償や違約金の支払いを請求されることはありません。
 - ② 既にご使用になられた電気にかかわる料金、その他電気需給契約にもとづき提供された商品およびサービスの対価についての支払を請求されることはありません。
 - ③ 電気需給契約にかかわる商品またはサービスの引き渡しに既にされている場合には、その引き取りに要する費用を負担することはありません。
 - ④ 既に電気需給契約に関連した金銭を支払われている場合には、速やかに全額が返還されます。
2. お客様が当社および販売代理店がクーリング・オフに関して不実を告げたことにより誤認し、または威迫したことにより困惑したためにクーリング・オフを行わなかった場合には、お客様は、クーリング・オフ妨害の解消のための書面を受領した日から起算して8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。

クーリング・オフを行う場合は、その旨を当社まで書面（ハガキ等）にてお知らせください。

簡易書留での送付をおすすめします。

（送付先）エネックス株式会社 本社 下町でんき営業窓口

189-0014 東京都東村山市本町 2-19-4

（書面記載内容）

- | | |
|-------------------|---------------------------------|
| ① お客さまの氏名、住所、電話番号 | ④ ご契約の料金メニュー |
| ② 本書面の受領日 | ⑤ ②の日付の申し込みを撤回します。または本契約を解除します。 |
| ③ 封筒に記載の供給地点特定番号 | |